

○ 財務省告示第三百二十四号
件等を次第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示する。政府短期証券（第一百三十四回）

二 一 条 二 令
件 二 政府資金調達事務取扱規則
成 二 年 二 号
二 二 年 二 号
年 九 月 一 第五条第十一項の規則へ平成十一年大蔵省告示する。政府短期証券（第一百三十四回）

の法発号名称及び記
條律行項及のび根そ拠

四 三 二 一
發行用振替法の適
方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用一、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振替法一
場も加、と行「争は受けけるもとい
特の者財同「発行格付本銀のう。
別にご務時と行競し行のう。
參よと大にい（以争て行るとし
加るに臣行。下入行とし。
者発応がわ。下入行とし。
・行募各れ及一札わする。法
第へ限國るび価一れ。法
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

國庫短期証券（第一百三十四回）
財務大臣 野田佳彦

九 八	七	六	五
	口 イ	口 イ	口 イ
	払	発	方 募
振替額	最高行 入価額・ 札格面 金	争非者 別債札 格第競 發競I	特國入 価込行 債札格 市發競 場行爭 額
振替法の規定による振替口座簿	千萬円 六千兆 千六二二 円百万千 二三三 十千百 四六五 億百十 五円五 千億 千八七 百十九 三百	万二二三 兆 千六 二三 三千 六百 二千 三百 七百 六億 七十三	額億額 面千面 金万金 額円額 でで 二三兆 六百二 三千百 七百七 六億円
			込募各當も各 み限國ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募應 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申應りい
			価格競争入札發行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発	
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日	
平 成 二 十 二 年 九 月 十 日 受 け た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き き 百 円	日 本 銀 行 額 を 百 支 き 円 に う 、 つ 。 そ が 月 三 月 十 行 日 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 し と 、 、 、 、 翌 當 業 業 日 に	償 還 期 限 償 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	當 た だ し と 、 三 年 、 三 月 月 十 行 日 休 業 業 日 に	十 四 六 厘 百 円 上 つ き 九 十 九 九	額 面 錢 額 六 厘 百 以上 の そ れ 九 ぞ れ 九 円 応	額 面 錢 額 六 厘 百 以 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 円 と
								の 記 載 又 は の 記 は 、 に 最 低 も 額 の 面 と 金